

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務(対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等)を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 (1) 住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2) 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3) 照会申請による予防接種履歴の照会 (4) 委託料の支払い (5) 交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6) 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診情報ファイル 母子保健情報ファイル 予防接種情報ファイル 保健指導情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部保健課 電話0241-24-5223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管すること徹底する。 ・不要文書を廃棄する際、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 以上、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				13
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	市民部保健課	保健福祉部保健課	事後	機構改革に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保健課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第10条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令第7号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 江花一治	課長 松崎裕美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 松崎裕美	課長 五十嵐俊之	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 五十嵐俊之	保健課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第13条	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,12条の3,13条,13条の2	事後	根拠条項の追加
令和2年8月11日	評価の再実施				
令和2年12月11日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,12条の3,13条,13条の2	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	事前	
令和3年2月4日	特定個人情報を取り扱う事務(②事務の概要)	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法による予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型コロナウイルスについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型コロナウイルスによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型コロナウイルスによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務	事前	
令和3年5月17日	特定個人情報を取り扱う事務(②事務の概要)	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型コロナウイルスについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型コロナウイルスによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型コロナウイルスによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型コロナウイルスについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型コロナウイルスによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型コロナウイルスによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和3年5月17日	特定個人情報を取り扱う事務(③システムの名称)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	事前	
令和3年8月2日	特定個人情報を取り扱う事務(②事務の概要)	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	・番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型コロナウイルスについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型コロナウイルスによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型コロナウイルスによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種に関する事務（対象者への通知、実費徴収、受託医療機関との協議、予診票の管理、事故報告、副反応報告、健康被害救済給付等）を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種の実費の徴収に関する事務 3 予防接種による健康被害救済に関する事務 4 予防接種履歴等記録管理、統計業務 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 6 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 (1) 住民台帳をもとに、予防接種者の選定 (2) 個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） (3) 照会申請による予防接種履歴の照会 (4) 委託料の支払い (5) 交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 (6) 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各個人情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関して、公金受取口座を選択した受給者については、給付金支給前に公金受取口座情報の確認を行う。	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム（VRS）	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条, 第13条の2,第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29、153の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人からの マイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行 う際には4情報又は住所を含む3情報による照 会を行うことを厳守している。また、下記の局面 で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介 在するが、いずれの局面においても複数人での 確認を行うようにしており、人為的ミスが発生す るリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の データベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の 廃棄等	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管すること徹底する。 ・不要文書を廃棄する際、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 以上、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加